

『I-BANK』

【目的】

未利用の土地及び建物（空き工場等）の所有者が、土地・建物の情報を市に登録し、市のホームページを通じて、登録者と工場用地等を求める企業とのマッチングをすることで、企業の立地を推進します。

【制度の概要】

- ① 物件所有者から市に登録の申請
- ② 市がホームページ等で情報を提供
- ③ 立地希望者はホームページで確認 → 市に相談
- ④ 市は、物件所有者情報を立地希望者に提供
- ⑤ 物件所有者と立地希望者が物件の契約について交渉



登録することができる物件等

市内において、概ね1,000㎡以上の未利用の土地、又は工場、事務所等の建物及びその敷地

以下の場合には登録できません。

- ① 消防法や都市計画法等の法令に違反している又は違反する恐れがある場合。
- ② 宅地建物取引業者に売却又は賃貸の媒介又は代理を依頼しており、宅地建物取引業者との契約に違反する恐れがあるとき。

登録の申請方法

- ① 登録申請書に位置図、敷地図面、現況写真、建物図面、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）、同意書を添付
- ② 市が物件や所有者情報を第三者に提供することを同意すること
- ③ 不動産業者等に仲介等を依頼している場合は了承を得てから申請すること。

